

大垣市立興文小学校いじめ防止基本方針

平成26年4月1日策定・平成31年4月1日改訂

はじめに

ここに定める「大垣市立興文小学校いじめ防止基本方針」は、平成25年6月28日公布、平成25年9月28日施行された「いじめ防止対策推進法」（以下「法」という）の第13条を踏まえ、大垣市立興文小学校（以下、「本校」という）のすべての児童が安心して明るく楽しい充実した学校生活を送ることができるよう、本校におけるいじめ問題等に対する具体的な方針及び対策等を示すものである。

1 いじめの問題に対する基本的な考え方

(1) 定義

法：第2条

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) 基本認識

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害するばかりでなく、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。しかし、いじめは見ようと思っで見ないと見つけにくいものであり、どの学校、どの学級、どの子にも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ児童はいない。

(3) 学校としての構え

基本認識に基づき、次のいじめ問題に取り組む姿勢を全教職員で共有する。

- ①危機感をもって未然防止、早期発見・早期対応並びにいじめ問題の対処を行い、児童を守る。
- ②学校の教職員は、速やかに学校いじめ対策組織にいじめに係る情報を報告し、組織的な対応につなげなければならない。
- ③「いじめは人間として絶対に許されない」という意識を、学校教育全体を通じて、児童一人一人に徹底する。
- ④「いじめをしない、させない、許さない学級・学校づくり」を進め、児童一人一人を大切に
する教職員の意識や日常的な態度を醸成する。
- ⑤いじめが解消したと即断することなく、いじめの行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること（少なくとも3か月を目安とする）とし、被害児童及び保護者に対して、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等で確認する。

2 いじめの未然防止のための取組 (自己有用感を高める取組)

(1) 魅力ある学級・学校づくり(「分かる・できる授業」の推進、規範意識・主体性・自治力等を育成する指導 等)

- ・全ての児童が主体的に活動したり互いに認め合ったりする中で習得を十分図り「分かった、できた」という達成感を味わわせるとともに、言語活動の充実を図り思考力・判断力・表現力を高める活用学習の創造をめざした教科指導を充実する。
- ・学習や生活の規律を徹底し、ルールを守ることが集団生活の中で必要であることを指導する。
- ・全ての児童が大切な学級の一員であり、一人一人が仲間と関わり、自己有用感・自己肯定感を味わいながら望ましい人間関係をつくることができるよう、よさを認め合う学級経営を充実する。
- ・いじめや暴力、差別や偏見等を見逃さず、学級活動はもとより児童会活動等でも適時取り上げ、児童自らが主体的に問題解決に取り組むよう指導する。
- ・学校教育全体を通じて、全教職員が自他の生命のかけがえのなさや人を傷付けることが絶対許されないことなどについて、具体的な場面で繰り返し指導する。
- ・「学級、学校に居場所がある」ということが感じられるような心の成長を支える教育相談に努める。

(2) 生命や人権を大切にする指導(豊かな心の育成)

- ・様々な人と関わり合っ社会性を育み、他人の心の痛みや苦しみを理解できるよう、自然や生き物との触れ合いや幅広い世代との交流、ボランティア活動等の心に響く豊かな体験活動を充実するとともに、地域との連携を強化する。
- ・教育活動全体を通じて、人としての生き方の自覚を深め、未来に向けて人生や地域社会をたくましく切り拓こうとする心情を育む道徳指導を充実する。特に、命を大切にす心、他を思いやる心、自律の心、確かな規範意識に重点を置く。
- ・誰もが差別や偏見を許さず、互いに思いやりの心をもって関わることをするための「認識力」「行動力」「自己啓発力」を育む人権教育を充実し、人間尊重の気風がみなぎる学校づくりを進める。

(3) 全ての教育活動を通じた指導(自己指導能力の育成)

- ・学校における教育活動全体において、以下の3点を留意した指導を充実する。
 - ① 児童に自己決定の場を与える。
 - ② 児童に自己有用感・自己肯定感を与える。
 - ③ 共感的人間関係を育成する。

(4) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

- ・スマートフォンや通信型ゲーム機等の取扱いに関する指導の徹底について、教職員及び保護

者の間で共通理解を図る。また、スマートフォンや通信型ゲーム機等を介した誹謗中傷等への適切な対応に関する啓発や情報モラル教育等についての指導を一層充実する。

- ・インターネット上のトラブルやSNSの使い方について、児童会が計画・運営する児童間の話し合いやPTA、地域の方も交えた交流会など、自治的な活動の充実を図る。

3 いじめの早期発見・早期対応

(1) アンケート調査等の実施を含めた的確な情報収集、校内連携体制の充実

- ・いじめ等の問題行動の未然防止、早期発見・早期対応ができるよう、日常的な声かけ、チェックシートの活用、定期的ないじめアンケート（記名式、無記名式）、Q-U調査や学級力アンケートの実施等、多様な方法で児童のわずかな変化の把握に努めるとともに、変化を多面的に分析し、対応に生かす。
- ・週に1回生徒指導交流会を位置付け、学級内での問題行動や不登校傾向など児童に関わる情報を共有し、共通理解・共通行動を図る。
- ・年間3回の県いじめ調査等を全教職員の共通理解の上で実施し、「いじめ未然防止対策委員会」（「4 いじめ未然防止対策委員会」参照）で調査結果を確認し、対策を検討する。
- ・全教職員が、些細なサインも見逃さない、きめ細かい情報交換を日常的に行うとともに、スクールカウンセラーやほほえみ相談員の役割を明確にし、協力体制を整える。

(2) 教育相談の充実

- ・教職員は、受容的かつ共感的な態度で傾聴・受容する姿勢を大切にして教育相談を進める。特に、問題が起きていない時こそ信頼関係が築けるよう、日常的から生徒理解を図るように努める。
- ・問題発生時においては、「大丈夫だろう」と安易に考えず、問題が深刻になる前に早期に対応できるように、危機意識をもって児童の相談に当たる。
- ・児童の変化に組織的に対応できるようにするため、生徒指導主事や教育相談主任を中心に、担任、養護教諭、スクールカウンセラー、ほほえみ相談員等、校内の全教職員がそれぞれの役割を相互理解した上で協力し、保護者や関係機関等と積極的に連携を図るよう努める。

(3) 教職員の研修の充実

- ・年度当初の職員会や夏季休業中の現職研修はもちろんのこと、必要に応じて適宜職員研修を行い、「いじめ防止 これだけは!」「教育相談 これだけは!」といった各種啓発資料等を活用したり、対応マニュアルを見直したりして、一人一人の教職員が、早期発見・早期対応はもちろん、未然防止に取り組むことができるよう、校内研修を充実する。
- ・いじめの事案があった際には、その事案から生きた教訓を学ぶなど、教職員の研修を行う。

(4) 保護者との連携

- ・いじめが確認された後には、いじめた側、いじめられた側ともに保護者への報告を行い、謝罪の指導を親身になって行う。その指導の中で、いじめた側の児童にいじめが許されないことを自覚させるとともに、いじめられた児童やその保護者の思いを受け止め、いじめる児童自身が自らの行為を十分に反省する指導を大切にする。いじめの問題がこじれることがない

よう、保護者の理解や協力を十分に得ながら指導に当たり、児童の今後に向けて一緒になって取り組んでいこうとする前向きな協力関係を築くことを大切にする。

(5) 関係機関等との連携

- ・いじめを中心とする生徒指導上の諸問題を学校だけで抱え込まず、解決に向け、教育委員会や警察、子ども相談センター、民生児童委員、学校評議員等とのネットワークを大切に、早期解決に向けた情報連携と行動連携を行い、問題の解決と未然防止を図るように努める。
- ・インターネット上の誹謗中傷等については、保護者との協力を得ながら事実関係を明らかにするとともに、状況に応じて警察等の関係機関と連携して解決に当たる。

4 いじめ未然防止対策委員会の設置

法：第22条

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

- ・いじめの未然防止、早期発見・早期対応等を実効的かつ組織的に行うため、また、重大事態の調査を行う組織として、以下の委員により構成される「いじめ未然防止対策委員会」を設置する。

校内委員	校長、教頭、生徒指導主事、学年主任、教育相談担当、養護教諭
外部委員	保護者代表（PTA会長）、地域代表（連合自治会長）、主任児童委員、学校評議員、スクールカウンセラー
（必要に応じて）	大垣市教育委員会 大垣市保護司会興文部会長、興文校区青少年育成推進協会会長、弁護士

5 いじめ未然防止、早期発見・早期対応の年間計画

月	取組内容	備考
4月	<ul style="list-style-type: none"> ・学校だより、Webページ等に「方針」等の発信 ・職員研修会の実施（方針、前年度のいじめの実態と対応等） ・PTA総会で保護者向け「いじめ未然防止」の啓発 ※校内委員のみによる校内委員会は、4月当初から随時実施	「方針」の確認
5月	<ul style="list-style-type: none"> ・悩み相談アンケート（記名式）の実施。全ての児童を対象とした教育相談の実施（教育相談ウィークの設置） 	
6月	<ul style="list-style-type: none"> ・思いやりの心を育てるための啓発活動（ほかほか言葉の啓発を児童朝会で行う） ・児童向けネットいじめ研修（情報モラルウィーク実施） ・第1回「いじめ未然防止対策委員会」の実施（スクールカウンセラーを含む） ・いじめアンケート（無記名式）の実施 	
7月	<ul style="list-style-type: none"> ・第1回「教職員取組評価（学校評価）アンケート」（対策等の見直し） ・校内「いじめ未然防止対策委員会」の実施（1学期の取組の評価） 	

8月	・職員研修会（ネットによるいじめや第1回県いじめ調査の校内調査結果を含めた研修会）	夏季休業中の指導
9月	・学校だより、Webページ等による取組経過の報告	
10月	・職員会（いじめ未然防止対策の取組についての中間交流） ・第2回「いじめ未然防止対策委員会」の実施（スクールカウンセラーを含む） ・悩み相談アンケート（記名式）の実施。全ての児童を対象とした教育相談の実施（教育相談ウィークの設置）	
11月	・「ひびきあいの日」に向けた取組（全校でのいじめ未然防止対策の取組）	
12月	・「ひびきあいの日」（児童会のいじめ未然防止対策の発表） ・いじめアンケート（無記名式）の実施。 ・第2回「教職員の取組評価（学校評価）アンケート」（次年度に向けて） ・校内「いじめ未然防止対策委員会」の実施（いじめ未然防止対策の取組についての中間交流）	冬季休業中の指導
1月	・職員会（第2回県いじめ調査の校内調査報告） ・教職員による次年度の取組計画 ・悩み相談アンケート（記名式）の実施。全ての児童を対象とした教育相談の実施（教育相談ウィークの設置）	
2月	・児童会の取組のまとめ ・第3回「いじめ未然防止対策委員会」の実施（スクールカウンセラーを含む。）（本年度のまとめ及び来年度の計画立案） ・いじめアンケート（無記名式）の実施	
3月	・第3回「教職員の取組評価（学校評価）アンケート」（1年間の評価） ・職員会（第3回県いじめ調査の校内調査報告） ・学校だより等による次年度の取組等の説明	

6 いじめ問題発生時の対処

(1) いじめ問題発生時・発見時の初期対応

【組織対応】

- ・「いじめ未然防止対策委員会」で方針を確認し、事実確認や情報収集、保護者との連携等、役割を明確にした組織的な動きをつくる。

【対応の重点】

- ・いじめの兆候を把握したら、速やかに事実確認を行うとともに教育委員会に報告する。
- ・いじめの事実が確認できた、或いは疑いがある場合には、いじめを受けた（疑いがある）児童の気持ちに寄り添い、安全を確保しつつ組織的に情報を収集し、迅速に対応する。
- ・いじめに関する事実が認められた場合、いじめた側といじめを受けた側の双方の保護者に説明し、家庭と連携しながら児童への指導に当たる。
- ・保護者との連携の下、謝罪の指導を行う中で、いじめた児童が「いじめは許されない」ということを自覚するとともに、いじめを受けた児童やその保護者の思いを受け止め、自らの行為を反省する指導に努める。
- ・いじめを受けた児童に対しては、保護者と連携しつつ児童を見守り、心のケアまで十分配慮

した事後の対応に留意するとともに、二次被害や再発防止に向けた中・長期的な取組を行う。

〔大まかな対応順序〕

- ①いじめの訴え、情報、兆候の察知
- ②管理職等への報告と対応方針の決定
- ③事実関係の丁寧で確実な把握（複数の教員で組織的に、保護者の協力を得ながら、背景も十分聞き取る）
- ④いじめを受けた側の児童のケア（必要に応じて外部専門家に力を借りる）
- ⑤いじめた側の児童への指導（背景についても十分踏まえた上で指導する）
- ⑥保護者への報告と指導についての協力依頼（いじめた側の児童及び保護者への謝罪を含む）
- ⑦関係機関との連携（教育委員会への報告、警察や子どもセンター等との連携）
- ⑧経過の見守りと継続的な支援（保護者との連携）

〔いじめの解消〕

いじめの行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること（少なくとも3か月を目安とする）とし、相当の期間が経過するまでは、被害者・加害者児童の状況を注視し、期間が経過した段階で判断する。また、被害者児童及び保護者と心身の苦痛がないか面談等で確認する。

（2）「重大事態」と判断された時の対応

いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき、いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるときについては、以下の対応を行う。

〔主な対応〕

- ・教育委員会へ「第一報」を速やかに報告する。
- ・当該重大事態と同種の事態発生を防止に資するため、教育委員会の指導の下、事実関係を明確にするための調査に当たる。
- ・上記調査を行った場合は、調査結果について、教育委員会へ報告するとともに、いじめを受けた児童及びその保護者に対し、事実関係その他必要な情報を適切に提供する。
- ・児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切な援助を求める。

7 学校評価における留意点

いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、学校評価において次の2点を加味し、適正に学校の取組を評価する。

- ① いじめの早期発見の取組に関すること
- ② いじめの再発を防止するための取組に関すること

8 個人情報の取扱

○ 個人調査（アンケート等）について

- ・いじめ問題が重大事態に発展した場合は、重大事態の調査組織においても、アンケート調査等が資料として重要となることから、6年間保存する。